

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付規程

(令和3年10月4日制定)

(業務の運営)

第1条 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、千葉県知事の定める条例、規則及び条件により交付される補助金をもって福祉系高校修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付業務を行うものとする。

2 この貸付規程は、本会が実施する修学資金の貸付方法、事務手続等を規定し、適正かつ効率的な運営を図る。

(業務の目的)

第2条 今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(貸付対象者、貸付期間及び貸付額)

第3条 貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

2 貸付対象者は福祉系高校に在学する者とする。

なお、貸付対象者の選定にあたっては福祉系高校から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

3 貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。

なお、当該在学期間は原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと本会会長（以下「会長」という。）が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができるものとする。

4 修学資金の貸付上限額は次の各号に掲げる事項の合算額以内とする。

なお、修学資金については授業料、入学金に充当することはできないものとする。

一 修学準備金 入学時の貸付けに限り 30,000 円以内

なお、介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものとする。

二 介護実習費 一年度当たり 30,000 円以内

なお、介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものとする。

三 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内

なお、福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものとする。

四 就職準備金 卒業時の貸付けに限り 200,000 円以内

なお、福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものとする。

(貸付方法及び利子)

第4条 本事業による貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

2 利子は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は法定代理人とする。ただし、特別な事情があると会長が認める場合はこの限りではない。

3 連帯保証人は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

4 申請者又は借受人が連帯保証人を変更するときは、会長に届け出なければならない。

(選考結果の通知)

第7条 会長は、貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第8条 借受人は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、修学資金借用証書を会長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に修学資金借用証書を提出しない者は、借受けを辞退したものとみなす。

(修学資金の交付)

第9条 会長は、前条第1項の規定により修学資金借用証書の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。

2 貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとし、交付の時期は、修学資金借用証書記載の期日とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第10条 会長は、借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その契約を解除するものとする。

一 退学したとき

二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき

三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

四 死亡したとき

五 その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

2 会長は、借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする。

(免除の申請等)

第11条 返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第12条 会長は、借受人が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

一 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年（以下、「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できるものとする。

なお、前述の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とする他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により第12条に規定する業務に従事

することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。)により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うものとする。

上記の他に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、本規定における「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替える。本運用については、第15条における読み替えの適用は除くものとする。

二 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

(返還)

第13条 借受人が、次の各号の1に該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

一 貸付契約が解除されたとき。

二 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき

三 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき

四 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき

五 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行)

第14条 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知)の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務(「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知)(以下「事務次官通知」という。)の第12の2(1)における充当資金返還免除対象業務と同義)に従事した場合は、事務次官通知の第1の2に掲げる福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金(以下「返還充当資金」という。)を貸し付け、第13条の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することとする。

(福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い)

第15条 福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下「大学等」という。）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。）、大学等を卒業するまでの間、第12条、第13条に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、第12条、第13条、第14条（第12条第1号において先述のとおり読み替え運用を除く。）における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替える。

(猶予の申請等)

第16条 返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還の債務の履行の当然猶予)

第17条 会長は、借受人が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

(返還の債務の履行の裁量猶予)

第18条 会長は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- 一 県内において介護職員等の業務に従事しているとき
- 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の債務の裁量免除)

第19条 会長は、借受人が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 二 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- 三 県内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき

返還の債務の額の全部又は一部

2 返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下のとおり取り扱うこととする。

- 一 返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難

であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。

- 二 裁量免除の額は、県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(延滞利子)

第20条 会長は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子の確定額が1,000円未満であるときは、これを請求しないことができるものとする。

(届出義務)

第21条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

- 一 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき
- 二 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき
- 三 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき
- 四 借受人が留年したとき
- 五 修学資金の借受けを辞退するとき

2 借受人は、毎年3月31日現在の就労状況等について書面で会長に届け出なければならない。

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

4 前3項による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

5 借受人が、県内において介護の業務に従事したときは業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）により、業務従事先を変更したときは住所・氏名・勤務先等変更届を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

(実施細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。